

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、生活環境部環境課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成18年3月31日限り、その効力を失う。

(会議招集の特例)

3 この条例施行後、最初の会議については、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集し、かつ、会議の議長となる。

新エネルギー詳細ビジョン検討チーム

福生市地域新エネルギー詳細ビジョン策定に伴い「福生市政策課題別チームの設置、運営等に関する要綱」に基づき、政策課題別チームを設置する。

1 名称

新エネルギー詳細ビジョン検討チーム

2 所掌事項

- (1) 市内での新エネルギーの導入、省エネルギーの推進についての具体的なプログラムを検討する。
- (2) 福生市地域新エネルギー詳細ビジョン策定に伴う庁内の各計画との調整を行う。
- (3) その他、政策課題への取組みで必要なこと。

3 組織

リーダー	生活環境部長
サブリーダー	環境課長
メンバー	地域振興課長
	地域振興課産業振興係主査
	社会福祉課庶務・福祉計画担当主査